

年末年始や年度替わり時期の 各種届出や報告の提出は なるべくお早目をお願いします！



例年、年末年始や年度末・年度初めは36協定や変形労働時間制などの労務関係の届出が集中する傾向にあります。

労働基準監督署では可能な限り速やかな審査に努めていますが、特に年度を跨ぐ前後2週間程度の時期は、届出等の控えの返送や不備の確認、補正指示の連絡が滞る状態となり、皆様には大変ご迷惑をおかけしているところです。

年末年始や年度替わりの時期は、各企業の皆様におかれましても大変忙しい時期となりますが、労働基準監督署への早めの届出等の提出につき、ご理解・ご協力をいただけますと幸いです。

各種届出・報告の早期提出のためのポイント！

- 36協定や変形労働時間制については、協定の内容が確定しているのであれば、**有効期間の1か月以上前から届け出いただくことも可能**です。
- 郵送で各種届出等を提出される場合は、**監督署への到着日が受理日となります**。
監督署では開庁日にしか郵便の受取りを行っておらず、また郵便事情次第では、受理日が想定外に後ろ倒しとなる可能性もあります。
特に受理日が効力発生日となる36協定について、郵送でご提出いただく場合には、なるべくゆとりを持ってご提出いただくことをお勧めします。
- また、法改正に伴い、36協定届出などの形式的受理要件が厳しくなっています。
受理要件が整っていない場合、いったん返戻し補正を求めざるを得ないケースもあります。
各種届出の作成や提出に慣れていない方は早めの対応をお願いします。